

平成 29 年 6 月

平成 29 年度新潟大学大学間交流協定校への交換留学 第 I 期募集要項

本募集要項は、本学における交換留学制度により大学間交流協定校（以下、「協定校」という。）への留学（以下、「交換留学」という。）を希望する学生の募集について定めるものである。

なお、協定校及び対象国・地域の事情により、以下の情報は予告なく変更となる場合がある。

1. 交換留学制度

交換留学制度とは、本学と外国の大学（協定校）との間で結ばれている、学生交換協定に基づいて留学する制度である。交換留学を希望する学生は、学内選考、及び協定校での選考を経て、1 学期間（約半年）または 2 学期間（約 1 年）協定校へ派遣される。

留学期間は本学における修業年限に参入され、授業料不徴収協定が結ばれている場合（本募集対象校は全てこれに該当する）、協定校での授業料は、協定に基づき免除される。ただし、語学等の授業については、授業料が別途必要となる場合がある。

留学中に取得した単位の認定は、所属学部・研究科の判断による。

2. 協定校・募集定員

国又は地域	大学名	募集定員
韓国	仁荷大学 (Inha University)	8 名
韓国	漢陽大学 (Hanyang University)	1 名
台湾	国立中央大学 (National Central University, 以下、「NCU」という。)	3 名
オーストラリア	シドニー工科大学 (University of Technology, Sydney, 以下、「UTS」という。)	1 名

※上記に記載のない大学間交流協定校についても、所定の定員の範囲内で、交換留学による留学を申請できる。詳細については、後述の「13. 本募集以外の大学間交流協定校への交換留学について (3) その他の大学間交流協定校への交換留学」を参照のこと。

3. 交換留学の期間及び在籍身分

- ① 留学期間は、平成 30 (2018) 年 2～3 月頃から、1 学期間又は 2 学期間とする。*
- ② 交換留學生の本学での在籍身分は「留学」であり、休学による留学は認められない。協定校においては、学位の取得を目的としない学生として取り扱われる。

※留学開始時期は、協定校によって異なる。留学時期に関する詳細は、各協定校のファクトシートに記載の授業暦を参照のこと。

4. 応募資格

交換留学に応募する学生は、次の要件を全て満たす者でなければならない。

- ① 留学期間を通して、本学の学部又は大学院の正規課程に在学していること
- ② 留学終了後、本学で学業を継続又は学位を取得する意思を有し、留学中の本学における在籍身分が「留学」であること
- ③ 学業成績及び人格等に優れていること
- ④ 留学の目的及び計画が明確で、留学が教育上有益と認められること
- ⑤ 留学に必要な査証（以下、「ビザ」という。）が確実に取得でき、指定された期間に渡航可能であること

5. 出願要件

出願の際に必要な語学・成績要件は、協定校によって異なる。詳細は、各協定校のファクトシートで確認すること。

6. 募集説明会

本交換留学の募集説明会を、以下の日程で行う。応募を検討する学生は、必ずいずれかに参加すること（内容は、両日とも同じ）。

【日時】 6月26日（月） 17：00～17：45

6月28日（水） 12：00～12：45

【場所】 五十嵐キャンパス 総合教育研究棟 B棟5階 プレゼンルーム

※やむを得ず説明会に出席できない場合は、個別に対応するので、下記に必ず連絡をすること。

➤ 問い合わせ先：留学交流推進課海外留学担当 (studyabroad@adm.niigata-u.ac.jp / 025-262-7332)

7. 応募方法

本交換留学に応募する者は、募集説明会に出席の上、以下①～⑦の書類を、提出期限までに留学交流推進課へ提出すること。①、②、③は、パソコンでの作成、手書きのいずれも可とする。面接の日時及び場所などについては、追って通知する。

<応募書類>

- ① 共通申請書（様式1，和文。フォーマットやページ数は変更しないこと。）
- ② 留学志望理由書（様式自由，和文。1,000字以内（A4用紙1枚使用，必ず氏名明記のこと。）
- ③ 指導教員推薦書（様式2，和文又は英文。ページ数指定なし。和文，英文以外の言語による場合は和訳を添付すること。指導教員を持たない場合は，学年担当教員等からの推薦書を提出すること。）
- ④ 在学証明書（日英併記，1部）※
- ⑤ 直近の成績証明書（和文・英文 各1部）※
- ⑥ 語学検定試験の結果等，能力試験証明書の写し（協定校によって，提出する証明書の写しが異なる。詳細は以下の表を確認のこと。）
- ⑦ 平成29年度第1学期（第2ターム）のスケジュール（様式3（エクセル様式），電子メールで提出）

※各自で所属学部・研究科学務係又は学務部学生支援課，もしくは教務課にある端末で印刷すること（厳封不要）。

➤ 様式ダウンロード：

<http://www.niigata-u.ac.jp/campus/international/study-abroad/exchange/>

協定校	写しが必要な語学能力証明書	備考
韓国・仁荷大学 韓国・漢陽大学	以下に記載された試験結果のいずれか ・「ハングル」能力検定試験 ・韓国語能力試験（TOPIK）	左記いずれも有しない場合は、その他の韓国語試験の写しを提出すること（受験歴がある場合のみ）
台湾・NCU	HSK（漢語水平考試）	左記を有しない場合は、その他の中国語試験の写しを提出すること（受験歴がある場合のみ）
オーストラリア・UTS	以下に記載された試験結果のいずれか ・実用英語技能検定（英検） ・IELTS ・ケンブリッジ大学英語能力検定試験（ケンブリッジ英検） ・TOEFL ITP ・TOEFL PBT ・TOEFL iBT ・TOEIC ・国際連合公用語英語検定試験（国連英検） ・GTEC CBT ・TEAP	左記のうち、複数の語学検定試験の受験歴がある場合は、全ての試験結果を提出すること

< 提出期限 >

平成 29 年 7 月 13（木）12:00（正午）※締切厳守

< 提出宛先 >

学務部留学交流推進課 海外留学担当

※持参するものとし、⑦のみ、電子メールで提出すること。

➤ メール宛先：studyabroad@adm.niigata-u.ac.jp

郵送で提出する場合は、提出期限必着となるよう送付すること。

➤ 郵送宛先：〒950-2181 新潟県新潟市西区五十嵐 2 の町 8050
新潟大学 学務部留学交流推進課 海外留学担当

8. 選考方法

選考は、学業成績及び書類・面接による適正審査により、総合的に行い（120 点満点中、学業成績を 60 点、適正審査を 60 点とする）、原則として、点数の高い者から順に採用する。ただし、協定校が語学要件を定める場合、語学要件を応募時点で満たしている者を、優先して採用する場合がある。

(1) 学業成績

前年度の学業成績をもとに、下の表及び計算式により算出する「成績評価係数」（3.00 満点）に 20 を乗じ、60 点満点にて評価する。

[成績評価係数の算出方法例]

下記の表により「成績評価ポイント」に換算し、計算式に当てはめて算出(小数点第3位を四捨五入)

	成績評価				
	—	優	良	可	不可
4段階評価(パターン1)	—	優	良	可	不可
4段階評価(パターン2)	—	A	B	C	F
4段階評価(パターン3)	—	100～80点	79～70点	69～60点	59点以下
5段階評価(パターン4)	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点以下
5段階評価(パターン5)	S	A	B	C	F
5段階評価(パターン6)	A	B	C	D	F
成績評価ポイント	3	3	2	1	0

(計算式)

$$\frac{(\text{評価ポイント3の単位数} \times 3) + (\text{評価ポイント2の単位数} \times 2) + (\text{評価ポイント1の単位数} \times 1) + (\text{評価ポイント0の単位数} \times 0)}{\text{総登録単位数}}$$

注意:履修した授業について単位制を採らない場合は、科目数をすべて単位数に置き換えて算出すること。

成績評価係数の算出にあたり、点数による評価がない場合は次のとおり算出する。

- ① 点数等により成績評価がなされない「認定」の場合は、計算から除外する。
- ② 「履修放棄」した科目については、0点にて計算する。

新潟大学における前年度の学業成績がない場合は、次のとおりとする。

- ① 原則として、「(2) 書類・面接による適正審査」により評価された点数を、学業成績の点数とする。
- ② 1年生が2学期に応募する場合等で、前学期の成績がある場合は、これをもとに算出する。
- ③ 前年度の全部又は一部を休学していた場合で、前年度の成績の一部や前学期の成績がある場合は、これをもとに算出する。
- ④ ③に該当するが、履修科目数が極端に少ない場合は、①の方法により評価する。

なお、前年度の新潟大学における所属学部・研究科が選考時と異なる場合（学部から大学院に進学した場合等）も前年度の成績をもとに算出するが、他大学から編入した場合等、新潟大学における前年度の学業成績がない場合は、①の方法により評価する。ただしその際は、他大学等における直近の成績証明書を参考資料として提出すること。

(2) 書類・面接による適正審査

応募書類及び選考委員による面接により、①人柄 ②目的意識・計画性 ③語学力を、各 10 点、計 30 点満点にて評価し、これを 2 倍とする（60 点満点）。①人柄 ②目的意識・計画性は選考委員が評価し、③語学力については、応募者が申告するひとつの外国語（留学先の学修において、主に使用する言語とする）について、別紙「新潟大学学則第 56 条第 1 項の規定による「文部科学大臣が別に定める学修」の英語及び初修外国語に関する科目における単位認定の取扱要項」より」に定める「認定単位数合計（8 点満点）」に 2 点を加えた点数とする*。ただし、語学力をこれにより評価できない場合は、留学に向けての語学の準備状況等を考慮する。

※別紙を参照の上、「7. 応募方法」に記載された能力試験証明書の写しを提出すること。

(3) 選考結果

選考結果は、面接終了後 14 日以内を目途に、留学交流推進課から通知する。選考による結果は、次のとおりとする。

- ① 合格：次に該当する者を「合格」とし、協定校に交換留学生として推薦する。ただし、交換留学生としての入学の可否については、協定校の判断に基づく。
 - i. 学業成績、適正ともに優れ、交換留学生としての適性を有する者
 - ii. 大学間交流協定に定める交換人数の範囲内であること
 - iii. 協定校が語学要件を定める場合、語学要件を満たしていること
- ② 仮合格：「合格」の要件のうち、(i)及び(ii)を満たすが、(iii)を満たしていない者を「仮合格」とする。語学要件を満たすことができた場合は「合格」となるが、以下の仮合格有効期限までに満たすことができなかった場合は、「仮合格」の資格を失う。なお、韓国・仁荷大学及び漢陽大学については、学部へ留学する場合のみ、仮合格者を本学の交換留学生として協定校へ申請できる場合があるが、その場合も、最終的な入学の可否については協定校の判断に基づく。
 仮合格有効期限・・・・・・・・・・平成 29 年 10 月 18 日（水）15：00
- ③ 補欠：「合格」「仮合格」に該当する者に準じて学業成績、適正ともに優れ、交換留学生としての適性を有する者を「補欠」とする。合格者又は仮合格者が辞退した場合や、仮合格者が語学要件を満たすことができなかった場合は、大学間交流協定に定める交換人数の範囲内で、補欠者が繰り上げて「合格」又は「仮合格」の資格を得る。複数の者が補欠に該当する場合、選考委員は補欠者に順位を付すものとする。なお、補欠合格の有効期限は、以下のとおりである。
 補欠合格有効期限・・・・・・・・・・平成 29 年 10 月 25 日（水）15：00
- ④ 不合格：①～③に該当しない者を「不合格」とする。

9. 合格後の辞退について

選考に合格した者を「交換留学候補生」として正式に協定校へ申請するため、合格後の辞退は原則として認められない。

10. 選考後の手続きについて

選考に合格した者は、協定校の定める出願期限までに、出願書類を提出しなければならない。出願書類に基づき、協定校が入学の可否を判断する。協定校からの入学許可を得た時点で、交換留学生としての留学が決定する。留学手続きについては、必要に応じて留学交流推進課がサポートするが、各自の責任の下に行う。留学交流推進課が実施するオリエンテーション（複数回）には、必ず参加するものとする。

なお、大使館査証部（ビザセクション）のストライキや、その他予期せぬトラブルなどにより、協定校が定める期間までに渡航できない場合がある。このようなやむを得ない事情により、留学を延期、又は中止しなければならない場合の責任は、本学は一切負わない。

留学手続きの方法やオリエンテーションの案内などについては、学務情報システムのメールアカウン

トへ通知されるため、定期的を確認すること。

11. 単位の認定

- ① 協定校で取得した単位は、所属学部又は研究科の定めるところにより、単位の認定を申請することができる。詳細については、必ず所属する学部・研究科で応募前に確認すること。
- ② 留学期間は、本学の卒業に必要な在学期間として算入できる。

12. 交換留学生在が負担する費用

交換留學生は、授業料を本学に納入する。協定校での授業料は、協定に基づき免除される。ただし、語学等の授業については、授業料が必要となる場合がある。その他の費用（協定校と自宅間の交通費、宿舎費、教材費、留學生保険料など）については、全て各自が負担する。

13. 本募集以外の大学間交流協定校への交換留学について

- (1) 平成 29 年度大学間交流協定校への交換留学第Ⅱ期募集（予定）※¹

学内募集時期：平成 29 年 11 月頃

国又は地域	大学名	留学開始時期（予定）
韓国	仁荷大学（Inha University）※ ²	平成 30 年 8～9 月頃
韓国	漢陽大学（Hanyang University）※ ²	平成 30 年 8～9 月頃
台湾	国立中央大学（NCU）※ ²	平成 30 年 9 月頃
カナダ	ニューブランズウィック大学（University of New Brunswick, 以下「UNB」という。）	平成 30 年 9 月頃
フランス	ナント大学（University of Nantes）	平成 30 年 9 月頃
タイ	チュラロンコン大学（Chulalongkorn University）	平成 30 年 8 月頃
フィリピン	アテネオ・デ・マニラ大学（Ateneo de Manila University）	平成 30 年 7～8 月頃

※¹ 大学間交流協定校及び対象国・地域の事情により、募集対象校が変更となる場合がある。

※² については、今回の募集で定員に達した場合、平成 29 年度第Ⅱ期において募集を行わない。

(2) UMAP 多大学間学生交換プログラム

本学は、アジア太平洋大学交流機構（以下、「UMAP」という。）と大学間交流協定を締結しており、「大学間交流協定校への交換留学」に準じ、UMAP 参加大学へ学生を派遣している。このプログラムによる留学を希望する場合は、下記 URL を参照すること。

- <http://www.niigata-u.ac.jp/campus/international/study-abroad/umap/>

(3) その他の大学間交流協定校への交換留学

次の URL に記載のある大学間交流協定校へは、本募集に準じて、交換留学制度により留学を申請することができるので、関心のある学生は本募集期間内に個別に問い合わせること。

- <http://www.niigata-u.ac.jp/campus/international/study-abroad/exchange/>

14. 奨学金について

交換留学生は、給付型奨学金として、独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）平成 29 年度海外留学支援制度（協定派遣）に申請することができる。合格者又は仮合格者で受給を希望する者は所属学部・研究科の学務係に申し出ること。その他の奨学金を申請できる場合もあるので、次の URL を参照のこと。

➤ <http://www.niigata-u.ac.jp/campus/international/study-abroad/scholarship/>

なお、貸与型奨学金制度（返還義務があるもの）については、日本学生支援機構の第二種奨学金（短期留学）がある。こちらについては、学生支援課奨学支援係（五十嵐キャンパス・総合教育研究棟 1 F ①窓口 TEL：025-262-7337）に問い合わせること。

15. 交換留学によらない留学について

新潟大学に授業料を納める交換留学ではなく、協定校に授業料を納めることにより留学することが可能な場合がある。この制度により留学する場合も、協定校が語学要件を定める場合、語学要件を必ず満たさなければならない。この制度により留学を希望する場合は、留学交流推進課に個別に問い合わせること。

16. 本件についての問い合わせ先

新潟大学学務部留学交流推進課（五十嵐キャンパス総合教育研究棟 D 棟 3 階）海外留学担当
メール：studyabroad@adm.niigata-u.ac.jp / 電話：025-262-7332

以上